

# 第 1 編 計画策定に当たって

# 第 1 章 計画策定の趣旨

## 第 1 節 目的と背景

### 1 一般廃棄物処理基本計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものであり、第 4 次新座市基本構想総合振興計画及び第 2 次新座市環境基本計画との整合を図りつつ、平成 15 年 3 月に定めた第 1 次新座市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成 14 年度～平成 23 年度）を見直し、本市における今後の一般廃棄物の処理における長期的・総合的な計画を定めるものです。

### 2 背景

国は、平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、同法第 15 条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 15 年に「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、平成 20 年にこの計画を見直し「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

本計画では、自治体には、地域単位での循環システムの構築等住民の生活に密着した基礎的な役割を果たすとともに、市民・事業者・市との協働や連携により循環型社会を形成するための施策を展開することが求められています。

また、循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合、地域循環圏の構築、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の技術とシステムの高度化といった取組の充実・強化の方針を示し、循環型社会の形成を一層推進しています。

本市は、平成 15 年 3 月に「新座市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からごみの減量化・資源化等を推進する資源循環型社会へ向けた施策を展開してきました。市政運営に当たって最も基礎となる総合計画である「第 4 次新座市基本構想総合振興計画」では、だれもが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”を、「田舎」の心地よさと「都会」の便利さを兼ね備えた

ものであると定義付け、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像として掲げています。

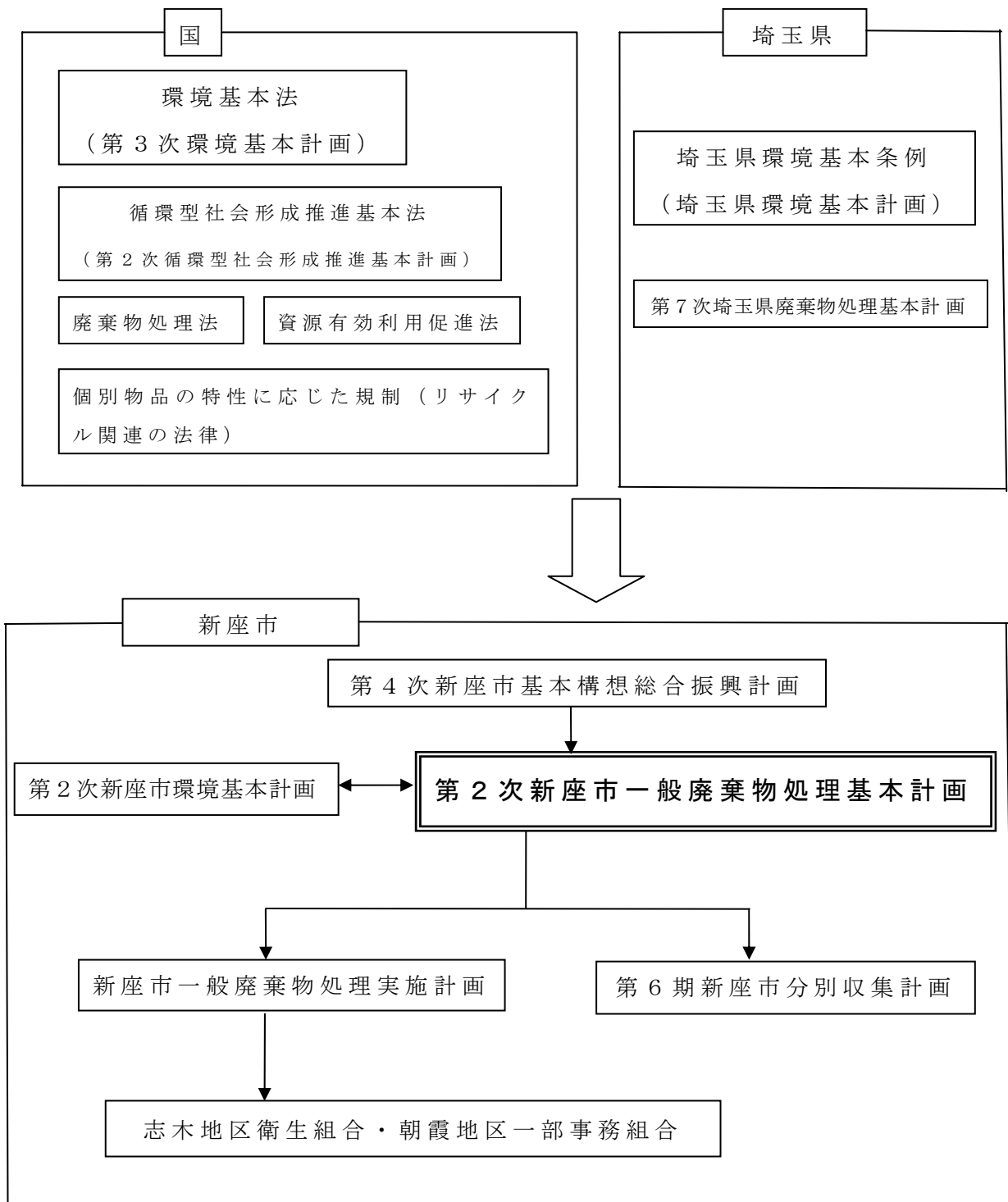
「第2次環境基本計画」では、首都近郊に在りながら水と緑に恵まれた本市の貴重な環境を守り育て、だれもが住んで良かったと思っただけのようなまちづくりを目指し、望ましい環境像として「みんなで築く 雑木林とせせらぎのある 住みよい環境のまち にいざ」を掲げ、「第2次新座市地球温暖化対策実行計画」では、本市が自らの事務・事業の実施に伴って排出する温室効果ガスの排出量を削減することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、具体的な対策を実行しています。

そこで、今後想定される課題等を解決するために、第1次新座市一般廃棄物処理基本計画における循環型社会づくりに向けた成果を踏まえ、第4次新座市基本構想総合振興計画等との整合性を図りながら、第2次新座市一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

## 第2節 他の法令及び計画との関連

本計画は、本市の最上位計画である第4次新座市基本構想総合振興計画を踏まえて、今後の循環型社会の実現に向けた廃棄物行政の方向性について示すもので、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となるものです。

なお、本計画の実施のために必要な事業については、毎年度策定する新座市一般廃棄物処理実施計画において定めることとします。

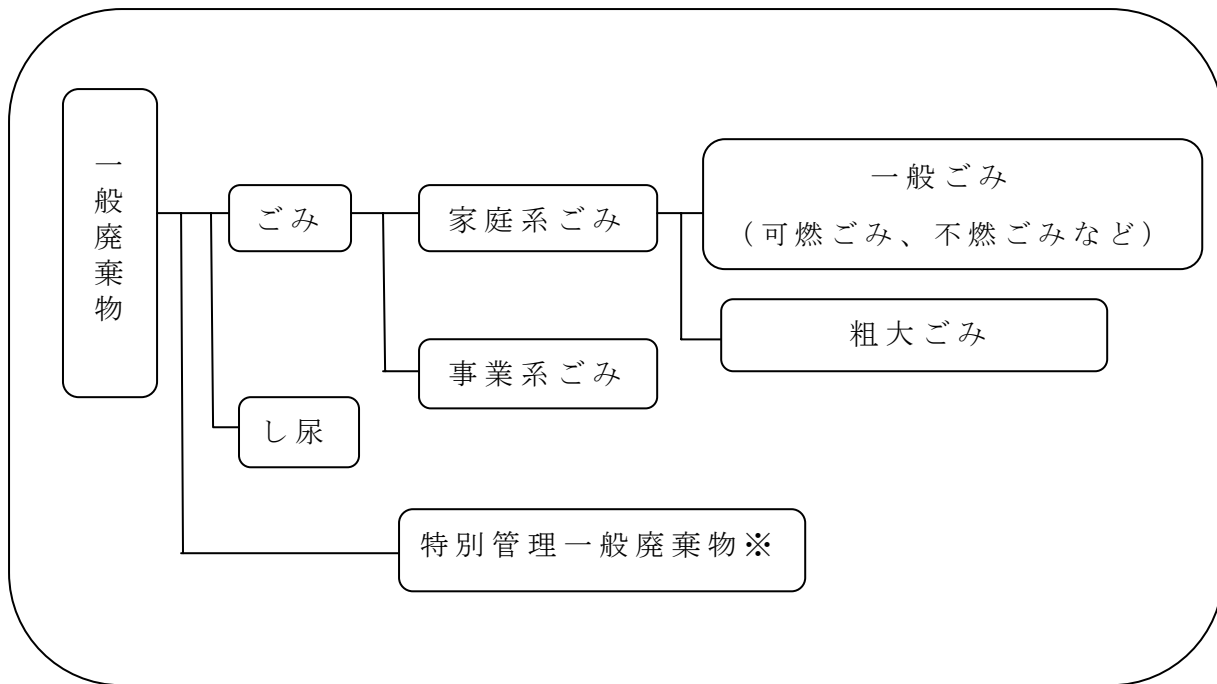


### 第3節 計画対象区域

本計画の処理区域は、本市全域とします。

### 第4節 計画の対象廃棄物

本計画が対象とする廃棄物は、次のとおりです。



※ 特別管理一般廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する一般廃棄物をいう。

### 第5節 計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度、平成33年度を目標年度とする10年間を計画期間とし、一般廃棄物処理の基本方針について策定するもので、社会情勢や計画の進捗状況により見直しを行うものとします。

計画期間 平成24年度 ～ 平成33年度

## 第2章 新座市の概要

### 第1節 特性

新座市は、埼玉県の最南端に在り、東京都心から約25km圏に位置し、東西約7km、南北約8km、総面積22.8km<sup>2</sup>を有しています。

市の北部には柳瀬川、南部には黒目川に沿った低地があり、その両河川に挟まれた中央部は野火止台地と呼ばれる高台となっています。

鉄道網としては、JR武蔵野線が市の中央を東西に、東武東上線が北端を、また、西武池袋線が南端をそれぞれ通っており、県央や都心へも交通至便の地にあります。

市制施行当時は、高度経済成長期にあったことから、北の東武東上線志木駅や南の西武池袋線ひばりヶ丘駅、東久留米駅、清瀬駅などを中心に、首都近郊のベッドタウンとして、急速な宅地化が進みました。これにより、市街地が南北及び周辺部から形成されることとなり、逆に市中央部に農地や自然が多く残るといった特徴的な都市構造を持つに至っています。

## 第2節 人口及び世帯の推移

新座市の人口は、平成23年は160,630人、世帯は68,470世帯で一世帯人員は約2.35人となっています。全国的な傾向と同様に少子化の傾向が続いており、65歳以上の人口割合は約20%を占めています。

表1 人口の推移

単位：人、%

区 分		平成15年	平成19年	平成23年
総人口		150,192	153,993	160,630
年齢別人口 (実数)	15歳未満	21,130	21,437	22,098
	15～64歳	109,012	106,431	106,391
	65歳以上	20,050	26,125	32,141
	うち75歳以上	6,381	8,454	11,740
年齢別人口 (構成比)	15歳未満	14.1	13.9	13.8
	15～64歳	72.6	69.1	66.2
	65歳以上	13.3	17.0	20.0
	うち75歳以上	4.2	5.5	7.3

各年1月1日現在

※1 平成15年は、統計にいざ「人口調査結果報告」による実績値

※2 平成19年及び平成23年は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値

表2 世帯の推移

単位：世帯、人/世帯

区 分	平成15年	平成19年	平成23年
世帯数	58,875	62,756	68,470
平均世帯人員	2.55	2.45	2.35

各年1月1日現在

※1 平成15年の世帯数は、統計にいざ「人口調査結果報告」による実績値

※2 平成19年及び平成23年の世帯数は、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計による実績値

※3 各年の平均世帯人員は、総人口を世帯数で割った値

### 第3節 産業の動向

新座市の商業については、大型店の進出により店舗面積、従業者数は増加傾向にあり、既存の地域小規模店舗は減少傾向にあります。工業については、従業者数規模では30人未満の小規模企業が大半を占めており、業種別では出版・印刷が最も多く、現在では、企業活動のグローバル化などにより工場の市外への移転も見受けられます。

表3 事業所数と従業者数

単位：人

商業の状況			工業の状況		
年次	商店数	従業者数	年次	事業者数	従業者数
平成9年	1,156	7,797	平成8年	353	9,355
平成11年	1,149	8,211	平成11年	353	9,128
平成14年	1,105	8,310	平成14年	297	6,948
平成16年	1,030	8,585	平成17年	310	6,778
平成19年	1,040	8,241	平成20年	283	6,759

資料：商業統計調査（各年6月1日現在）、工業統計調査（各年12月31日現在）